

平成27年度 長野県地域防災計画の修正について

1 主な修正項目

1) 「長野県強靱化計画」策定に基づく地域防災計画への位置づけ

現在策定中の「長野県強靱化計画」は、長野県の強靱化分野における各種計画等の指針となるものであるため、「長野県強靱化計画」を地域防災計画に位置づけました。

2) 火山防災対策の強化

「活動火山対策特別措置法」の改正を受けて、さらなる火山防災対策の強化について地域防災計画に反映しました。

3) 地域防災活動の強化

平成26年11月の長野県神城断層地震発生時に、地域住民の自主的な防災活動により被害軽減が図られたことから、地域防災力のさらなる強化のため、自主防災組織の活動の活性化、地域住民への防災知識の普及等に関する取組について地域防災計画に反映しました。

上記の長野県独自の修正及び関係法令等の改正等を反映し平成27年度の修正を行いました。

※凡例：火山災害対策編 第2章第2節⇒(火2-2)

主 な 内 容	
1 「長野県強靱化計画」の地域防災計画への位置づけ	長野県強靱化計画の総合目標、基本目標を踏まえた防災計画の作成（風1-1）
2 火山防災対策の強化	1 活動火山対策特別措置法第3条に基づき、警戒避難体制を特に整備すべき地域を「火山災害警戒地域」として市町村単位で国が指定する旨を記載（火2-1） 2 「火山災害警戒地域」に指定された場合、県及び指定された市町村は、関係機関、火山専門家等を構成員とする「火山防災協議会」を設置する旨を記載（火2-1） 3 県及び市町村は、火山防災情報の登山者への伝達をより確実にするため、情報伝達体制の整備を図る旨を記載（火2-3） 4 「火山防災協議会」が行う警戒避難体制に関する検討項目について記載（火2-1） (1) 噴火に伴う現象と及ぼす影響の推移を時系列で示した「噴火シナリオ」 (2) 影響範囲を地図上に示した「火山ハザードマップ」 (3) 「噴火シナリオ」や「火山ハザードマップ」を基に、噴火活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災行動を定めた「噴火警戒レベル」 (4) 避難場所、避難経路、避難手段等を示した具体的な「避難計画」等の一連の警戒避難体制 (5) 退避壕・退避舎等の整備の推進について、その必要性についての検討等を記載
3 地域防災活動の強化	防災出前講座等を活用し、地域防災活動を担う自主防災組織の活動の活性化支援や、県内全域における防災意識の高揚と普及の推進（風2-35）

2 今後の予定

長野県地域防災計画がより実効性あるものとなるよう、平成28年度以降も、訓練などを通じて課題の検証・検討を行い、必要に応じ県地域防災計画の修正を行います。

また、国の防災基本計画が修正された場合には、必要箇所を県地域防災計画へ反映する予定です。